



2010年12月号

YELL・Spirits エール・スピリッツ

Contents

発行：社会保険労務士法人エール

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018

TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072

Email : info@sr-yell.com



- 代表より
- 平成23年から扶養控除見直しへ
- 賞与保険料のご案内とお願い
- 創設：既卒者育成支援奨励金
- 労務相談室「通勤災害の判断基準」
- 年末年始営業のお知らせ
- 企業PRコーナー
- スタッフコラム

鎌倉です。

先日、経営幹部の方が約200名集まる会場で、日蓮宗の高僧・竹内日祥上人のご講話を拝聴しました。

宗教の話ではなく、企業経営、組織、人の心の話です。（竹内日祥上人は企業経営、組織変革、マネジメントやイノベーションについて思考、哲学を説き、経営者に指針を与える僧侶です）。

上人の迫力ある講話の中で、印象的だったことをいくつかご紹介します。

- ① 経営環境は歴史的な大転換期を迎えているのだから、経営の抜本的革新が必要である。企業的価値ではなく、社会的価値に大きく転換しなければならない。改善のリーダーではなく、改革のリーダーが求められる。
- ② 不況で企業は倒産するのではない。組織の中に倒産する理由があり、問題を放置した結果、追いつめられるのである。倒産が増えるのは、不況を理由にしやすいからであろう。
- ③ トップ自身の価値観が変わらなければ組織は変わらない。それはメンバー全員が確信をもてる価値観でなければならない。企業に在籍するすべての社員が、ビジョンを正確に把握し、組織の抜本的革新に挑まなければ生き残ることはできない。
- ④ 価値観の教育は非常に大切だが、日本ではその教育はされていない。人間には「高い価値観」と「低い価値観」があるが、リーダーは高い価値観を持たなければならない（「全体」を志向するのが高い価値観、「部分」（自我）を志向するのが低い価値観）。価値観は人生で出会った他人から習得し、年齢とともに確立されるものだが、企業内で価値観の教育をすべきである。

普段、法的な知識の習得（上人によれば、法律や常識、テクニックは「低い価値観」）にどうしても偏りがちなのですが、竹内上人の講話に身が引き締まる思いがしました。

今年もあと残すところわずかになりました。1年を振り返り、エールの社会的価値、私自身の信じる価値観について改めて自問自答しつつ、エールでも自己革新、組織改革に取り組んでいきたいと思っています。



2010.11.18 ポジョレー・ヌーヴォー解禁

毎年、解禁日にいただいている㈱ローヤルよつや様・KISSYO様のおいしいポジョレーです。

ローヤルよつやは新羽駅前と新吉田にあるスーパー、「お酒のアトリエ吉祥(KISSYO)」は新吉田とトレッサ横浜にも店舗があり、どちらもこだわりの品揃えのお店です。年末年始のイベントの多いこの時期、ぜひのぞいてみてください！！

平成23年分から～所得税の扶養控除見直しへ～

12月に入り、年末調整の準備が進められている頃ではないでしょうか？今期の年末調整については平成22年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書と照らし合わせて扶養者等のチェックを行っていきませんが、平成23年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書をあわせて配布している事業所も多くあるかと思います。平成23年分からは扶養控除の見直しが行われることから様式の大幅な変更がなされていますので配布の前には確認をしておく方が良いでしょう。

※扶養親族とは、居住者と生計を一にする合計所得金額が38万円以下の人をいいます。

現在の制度

居住者に扶養親族がいる場合には、扶養親族1人につき38万円（年齢16歳以上23歳未満の扶養親族（特定扶養親族）については1人につき63万円、年齢70歳以上の扶養親族（老人扶養親族）については1人につき48万円）を扶養控除としてその居住者の所得から控除することとされています。給与等に対する源泉徴収税額は源泉徴収税額表によって求めます。源泉徴収税額表においては控除対象配偶者、扶養親族の人数など（扶養親族等の数）に応じて税額を算出することとされています。

改正のポイント

※平成23年1月1日以後支払うべき給与から適用

年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されました。
扶養控除の対象が、年齢16歳以上の扶養親族となる
 （図：年少扶養親族【廃止】）

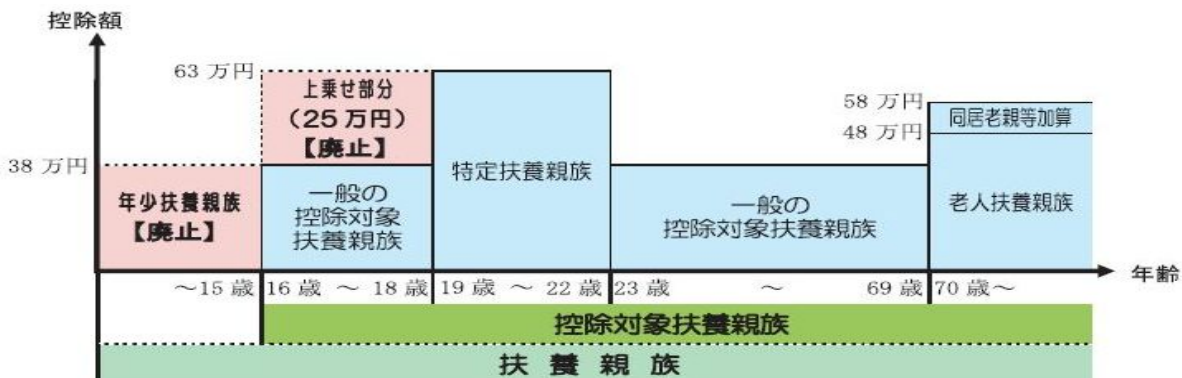
家族手当を支給されている企業様で支給要件を「税法上の扶養親族である子」のように規定している場合は修正が必要です。

年齢16歳以上19歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分（25万円）が廃止され、これらの人に対する扶養控除の額は38万円とすることとされました。

特定扶養親族の範囲が、年齢19歳以上23歳未満の扶養親族に変更となる

源泉徴収税額表においては控除対象配偶者、控除対象扶養親族の人数など（扶養親族等の数）に応じて税額を算出することとされました。

給与計算における所得税算出時も年齢16歳未満の扶養親族は控除対象とはならない



賞与保険料のご案内とお願い

賞与に対しても雇用保険料・健康保険料(介護保険料含む)・厚生年金保険料がそれぞれかかります。給与ソフトの料率設定は給与の保険料率と賞与の保険料率とそれぞれ別に登録・変更が必要な場合もありますので、賞与計算前に再度、料率のご確認をお願い致します。社員負担分の保険料率は次のとおりです。

☆雇用保険料

賞与支給額 × 6/1,000 (建設業は7/1,000)

☆健康保険料

神奈川県 標準賞与額 × 46.65/1,000

東京都 標準賞与額 × 46.60/1,000

☆介護保険料 (40歳以上65歳未満の被保険者)

神奈川県 標準賞与額 × 7.50/1,000

東京都 標準賞与額 × 7.50/1,000

標準賞与額とは？

賞与支給総額の1,000円未満を切り捨てた額。

(例) 支給総額 689,500円

↓
標準賞与額 689,000円

上限：健康保険 年度540万円

厚生年金 1回150万円

☆厚生年金保険料 (70歳以上の被保険者は保険料がかかりません)

標準賞与額 × 80.29/1,000

健康保険・介護保険・厚生年金の料率は協会けんぽ神奈川支部、東京支部のものです。

協会けんぽその他支部・健康保険組合・厚生年金基金に加入している企業様は保険料率が異なります。

エールからのお願い

賞与について

- 賞与支給の有無・支給日が決定しましたら、ご連絡下さい。

不支給の場合でも、年金事務所に届出が必要です。

年金事務所・健康保険組合・厚生年金基金から『賞与支払届』が届きましたら、代表印を押印し、弊社までご送付下さい。

賞与計算が済みましたら、賃金台帳を弊社までご送付下さい。(FAXでも結構です。)

年間賃金台帳について

手続きをご依頼いただいている企業様は、12月支給分の給与計算が済み、年間賃金台帳ができましたら、エールまで個人別の年間賃金台帳をFAX、メールまたはご郵送いただきますようお願い致します。(月別の賃金台帳をご送付頂いている企業様は月別の台帳で構いません。)

速報！
11/29 創設

既卒者育成支援奨励金



※平成24年3月末までの時限措置

成長分野の中小企業が、ハローワークを通じて、卒業3年以内の既卒者を6ヶ月契約で雇い入れ、「育成計画書」に基づいて教育し、その後に正社員として雇い入れた場合、**最大125万円**の奨励金が支給されます。

成長分野の中小企業とは・・・次の・・・の要件を満たす企業が該当します。

中小企業」とは

小売業(飲食業を含む)	資本金5,000万円以下または常時雇用する従業員 50人以下
サービス業	資本金5,000万円以下または常時雇用する従業員100人以下
卸売業	資本金 1億円以下または常時雇用する従業員100人以下
その他の業種	資本金 3億円以下または常時雇用する従業員300人以下

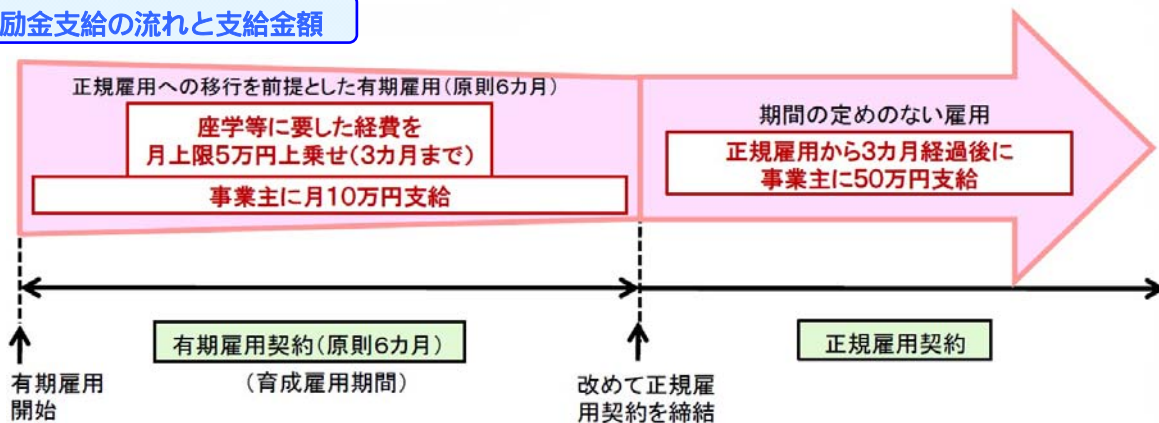
「成長分野」とは

- ・建設業： 環境や健康分野に関する建築物等を建築しているもの
- ・製造業： 環境や健康分野に関する製品を製造しているもの、環境や健康分野に関する事業と取引関係があるもの
- ・スポーツ施設提供業(フィットネスクラブ等)、スポーツ 健康授業(スイミングスクール等)
- ・林業 ・電気業 ・情報通信業 ・医療、福祉 ・廃棄物処理業
- その他、環境や健康分野に関する事業を行っているもの

< 3年以内既卒者とは > 以下のいずれにも該当する者です。

- ・平成20年3月以降の学卒者(中学校、高校、高専、大学、専修学校等)でハローワークに求職登録を行っていること
- ・卒業後安定した職業に就いた経験がない(1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない)こと
- ・雇入れ日に満40歳未満の者であること

奨励金支給の流れと支給金額





yeil

労務相談室

【今月のテーマ】

通勤災害の判断基準



従業員から会社に、「通勤途中に転倒して怪我をした」と連絡が入りました。退社後の帰路の場合は、スーパーに立ち寄るなどまっすぐに帰宅しないケースもあり判断に困ります。



通勤災害については労災保険

「通勤」とは、労働者が、就業に関し、(1)住居と就業の場所との間の往復 (2)就業の場所から他の就業の場所への移動 (3)住居と就業の場所との間の往復に先行し、または後続する住居間の移動を、**合理的な経路及び方法**により行うことをいい、業務の性質を有するものを除く。

※合理的な経路及び方法とは通常考えられるルートであれば会社に届出している経路には限定しません。

移動の経路を逸脱または移動を中断した場合には、その逸脱・中断の間及びその後の移動は「通勤」とはなりません。その逸脱・中断が「日常生活上必要な行為であって、やむを得ない事由により行うための最小限度のもの」である場合は、逸脱・中断の間を除き通勤となります。「日常生活上必要な行為」として、次のものが定められています。

日用品の購入その他**これに準ずる行為**

これに準ずる行為の具体例：美容院やクリーニング店への立ち寄り。住居において食事の用意がされていない独身労働者の飲食店への立ち寄り。

職業訓練等の教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受ける行為

選挙権の行使等の行為

病院または診療所において診察・治療を受ける等の行為

要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母並びに同居し、かつ扶養している孫、祖父母及び兄弟姉妹の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る）

また、通勤途上における **ささいな行為** については逸脱・中断としては取り扱いません。

※ささいな行為の具体例：公衆便所の使用、経路の近くにある公園での短休息、駅構内でのジュースの立ち飲み

日の短い時期、雪の降る季節には通勤災害が起こりやすくなりますから、注意喚起が必要です。

年末年始休業のお知らせ

誠に勝手ではございますが、下記の期間年末年始休業とさせていただきます。

何卒ご了承の程お願い申し上げます。

平成22年12月30日(木)～平成22年1月4日(火)

なお、1月5日(水)からは、平常通り業務を行います。

企業 PR コーナー

貴社の製品、サービスなど企業PRを掲載します。ご希望がございましたら川村までご連絡下さい。



小泉麴屋は横浜で100年以上続く老舗の麴屋で、現在はインターネット及び通信販売で、天然味噌の手作りキットを販売している会社です。国産の素材にこだわり、手作業にこだわった商品は、各ご家庭で最後のひと手間を加えられ、世界に一つだけのオリジナルのお味噌が生まれます。誰でも簡単に作れる手軽さと、市販のお味噌とは比べ物にならない美味しさが多くのリピーターを掴んで離しません。

テレビでも取り上げられ、学校行事やサークル活動の一環で味噌作り体験講習会も積極的に行っています。ホームページ上でお味噌を使ったレシピも紹介していますので、是非一度お立ち寄りください。

お歳暮にもまだ間に合います！お忘れありませんか？

**おうちで てまえ味噌
合資会社 小泉麴屋**

〒222-0011 神奈川県横浜市港北区菊名5-24-25
TEL 045-432-7488 FAX 045-432-7492
URL <http://www.koujiya.com/>

スタッフコラム

今月のコラムは、
佐藤 文が
担当します。



佐藤です。

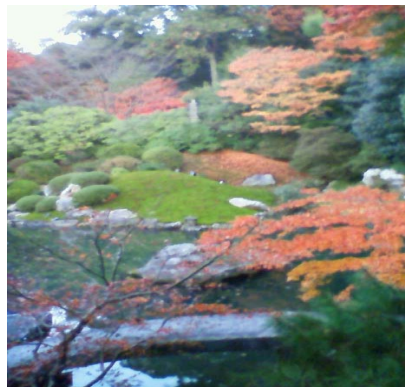
先日、紅葉の京都に行ってきました。観光のベストシーズンで、多くの寺院が夜間拝観（ライトアップ）を実施しているため、どこも大混雑でしたが、天気もよく、紅葉もとてもきれいでした。

今回は、電車移動できるところ（バスは道路混雑で時間がかかる）メジャーな観光名所ではないところ、または広いところ（人が多いので）庭のきれいなところ という点からピックアップし、大覚寺・二条城・青蓮院門跡などをまわってきました。いつもなら庭園をのんびり眺めて過ごすのですが、（天龍寺の庭園なら数時間ぼーっとしています。）今回は、ゆっくりできるような状況ではなかったので、写真に収めてきましたので紅葉の京都をお楽しみください。（今回は行けませんが、天龍寺近くの大河内山荘の庭園もおすすめてです。）

大覚寺



青蓮院門跡



夜の知恩院

